

議案第 3 1 号

ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 条例等 市の条例、市の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項の規則その他の規程（以下「規則その他の規程」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程（以下「企業管理規程」という。）並びに法第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則を含む。）その他の市の機関が定める申請、届出その他の手続の根拠となるもの並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の規則をいう。

第2条第2号中「議会、執行機関」を「市長、法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関」に改め、「公営企業管理者」の次に「、議会」を加え、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第9条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「おける規則等は、執行機関（監査委員を除く。）に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、公営

企業管理者に係る手続等にあつては企業管理規程，その他の機関に係る手続等にあつては当該機関の規程とする」を「定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める」に改め，同条を第13条とする。

第8条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め，同条中「市の機関が」を削り，「使用して行わせ又は行うことができる」を「使用する方法により行うことができる市の機関に係る」に，「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め，同条を第12条とする。

第7条を削る。

第6条第1項中「市の機関は，作成等」を「作成等」に，「規定により」を「規定において」に，「としている」を「が規定されている」に，「規則等」を「規則」に改め，「書面等の作成等に代えて」を削り，「電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により」に改め，同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に，「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に，「規定に規定する」を「規定により」に，「当該作成等に」を「当該条例等その他の当該作成等に」に改め，同条第3項中「第1項の場合において，市の機関は，当該」を「作成等のうち当該」に，「より」を「において」に，「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には，当該署名等」に，「規則等」を「規則」に改め，「当該署名等に」を削り，同条を第8条とし，同条の次に次の3条を加える。

(適用除外)

第9条 次の各号に掲げる手続等については，当該各号に定める規定は，適用しない。

- (1) 手続等のうち，申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること，許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第5条から前条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は第6条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条及び第6条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第7条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第5条第1項中「市の機関は、縦覧等」を「縦覧等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に、「当該縦覧等に」を「当該条例等その他の当該縦覧等に」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の

場合において、市の機関は、当該」を「処分通知等のうち当該」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。））」とする。

第4条を第6条とする。

第3条第1項中「市の機関は、申請等」を「申請等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「規則等」を「規則（規則その他の規程、企業管理規程等を含む。以下同じ。））」に、「電子情報処理組織（」を「規則で定める電子情報処理組織（」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「いう。）を使用して行わせる」を「いう。以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該申請等に」を「当該条例等その他の当該申請等に」に改め、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、当該」を「申請等のうち当該」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名」に、「規則等」を「規則」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則

で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（情報システム整備計画）

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市は、情報システム整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

（情報システムの整備）

第4条 市の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。

- 2 市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第7条又は第8条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

旧	新	備考
<p><u>ひたちなか市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第73号。以下「特例条例」という。))により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例を含む。)、議会等の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則をいう。)、執行機関の規則その他の規程(特例条例により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の執行機関の規則並びに法第15条第1項の規則及び法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。以下同じ。))及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。))をいう。</p> <p>(2) 市の機関 議会、執行機関、公営企業管理者、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p>	<p><u>ひたちなか市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例、市の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第138条の4第2項の規則その他の規程(以下「規則その他の規程」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程(以下「企業管理規程」という。))並びに法第120条の会議規則及び法第130条第3項の規則を含む。))その他の市の機関が定める申請、届出その他の手続の根拠となるもの並びに茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第73号)により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例及び茨城県の執行機関の規則をいう。</p> <p>(2) 市の機関 市長、法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、公営企業管理者、議会、これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められた職員をい</p>	

旧	新	備考
<p>(3) 書面等 書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，<u>図形</u>等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4) ～ (10) 略</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第3条 市の機関は，申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては，当該条例等の規定にかかわらず，規則等で定めるところにより，電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</u></p>	<p>う。</p> <p>(3) 書面等 書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4) ～ (10) 略</p> <p><u>(情報システム整備計画)</u></p> <p><u>第3条 市は，情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため，情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 市は，情報システム整備計画を作成したときは，遅滞なく，これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも，同様とする。</u></p> <p><u>(情報システムの整備)</u></p> <p><u>第4条 市の機関は，情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。</u></p> <p><u>2 市の機関は，前項の規定による情報システムの整備に当たっては，当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 市の機関は，第1項の規定による情報システムの整備に当たっては，これと併せて，当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><u>第5条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては，当該条例等の規定にかかわらず，規則（規則その他の規程，企業管理規程等を含む。以下同じ。）で定めるところにより，規則で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処</u></p>	

旧	新	備考
<p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。</p> <p>4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	<p>理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	

旧	新	備考
<p>第4条 市の機関は、<u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、<u>当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、<u>同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 第1項の場合において、<u>市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしてしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 市の機関は、<u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則等で定めるところにより、</u></p>	<p>第6条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、<u>当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等</u>については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等</u>は、<u>当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第7条 <u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則で定めるところにより、当該書</u></p>	

旧	新	備考
<p>書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p> <p>(手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p>第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</p>	<p>面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第8条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p>	

旧	新	備考
	<p>(1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</u> 第5条から前条までの規定</p> <p>(2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は第6条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> 第5条及び第6条の規定</p> <p>(3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> 第7条及び前条の規定</p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p> <p>第10条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p><u>(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)</u></p> <p>第11条 <u>市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上の</u></p>	

旧	新	備考
<p>(<u>手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表</u>)</p> <p>第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(規則等)</p> <p>第9条 この条例における<u>規則等は、執行機関（監査委員を除く。）に係る手続等</u>にあつては当該執行機関の規則その他の規程、<u>公営企業管理者に係る手続等</u>にあつては企業管理規程、<u>その他の機関に係る手続等</u>にあつては当該機関の規程とする。</p>	<p><u>ための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表</u>)</p> <p>第12条 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関に係る申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p>	